

入 札 説 明 書

宮崎県が行う県立日南病院清掃業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の５に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和２年７月２７日

２ 競争入札に付する事項

(１) 委託件名 県立日南病院清掃業務

(２) 委託内容 清掃作業

(３) 委託場所 県立日南病院

日南市木山１丁目９番５号

(４) 委託期間 令和２年１０月１日から令和４年９月３０日まで

３ 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(２) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

(３) 平成３０年４月１日から令和２年９月３０日までの間に一契約の一年間当たりの契約金額が２千万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が１００床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

なお、一般病床許可病床数１００床以上の病院清掃業務の契約金額が２千万円以上である場合は、当該契約の履行又は履行見込みをもって本要件を満たすものとする。

(４) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成２８年宮崎県病院局公営企業告示第３号）第２条第２項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第８条の規定による指名停止を受けていない者であること。

(５) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項第１号又は第８号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１３年法律第１５６号）附則第３条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。

(６) 医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第９条の１５に規定する基準を満たし、かつ、同条第１号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

なお、本要件の具体的な内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 受託業務責任者にあつては、次に掲げる事項についての知識を有するとともに医療機関の清掃業務を含む清掃業務について３年以上の実務経験を有すること。

(ア) 作業計画の作成

(イ) 作業の方法

(ロ) 作業の点検及び業務の評価

(エ) 清潔区域等医療施設の特性に関する事項

(オ) 感染の予防

イ 受託業務に従事する予定の作業員にあつては、次に掲げる事項についての知識を有すること。

(ア) 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法

(イ) 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法

(ロ) 感染の予防

ウ 受託業務に従事する予定の作業員に対し、次に掲げる事項を含む研修を行っていること。

(ア) 標準作業書の記載事項

(イ) 患者の秘密の保持

(ロ) 受託業務責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規

(７) 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(4)に掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先

宮崎県病院局経営管理課 財務担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7086

(2) 申請の時期

令和2年7月27日から8月11日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 担当部局

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号

郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和2年7月27日から令和2年8月11日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に提出すること。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

また、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所 5に同じ

ウ 提出部数 1通

エ 提出方法

申請書等の提出は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイに係る証する書面は6か月以内のものとする。

なお、資料作成にあたっては別に定める様式を使用すること。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 同種業務実績調書

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する都道府県知事の登録に係る証明書の写し

オ 従事予定者名簿

カ 職員研修等実績調書

キ 行政処分等履歴確認書

ク 財務諸表又は所得税確定申告書(控)の写し

ケ その他入札担当者が必要と認める書類

(3) 入札参加資格確認結果は、書面により通知する。

(4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により異議申立ができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和2年7月27日から令和2年8月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。

なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

令和2年8月25日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 5に同じ

- (2) 提出期限

令和2年9月7日 午後5時

- (3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

- (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとする。なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付されていないものは受付できない。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も同様に別にして郵送用の封筒に入れること。

- (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月8日開封《県立日南病院清掃業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「9月8日開封《県立日南病院清掃業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

- (1) 開札の日時 令和2年9月8日 午前11時20分
(2) 開札の場所 宮崎県庁7号館3階735号会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

12 再入札

再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方在宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度に渡る契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 宮崎県病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札
(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。

なお、当該入札者について、契約の内容に適合した履行がなされると認められないときは、次に低い価格の有効な入札を行った者について、前段に準じて落札者を決定する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務

に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

16 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る本件契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 検査の結果、契約の内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

17 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。